

賃上げで「経済好循環」！？賃上げ企業に対する優遇税制！

～Part 1 (全2回)～

1.所得拡大税制とは？

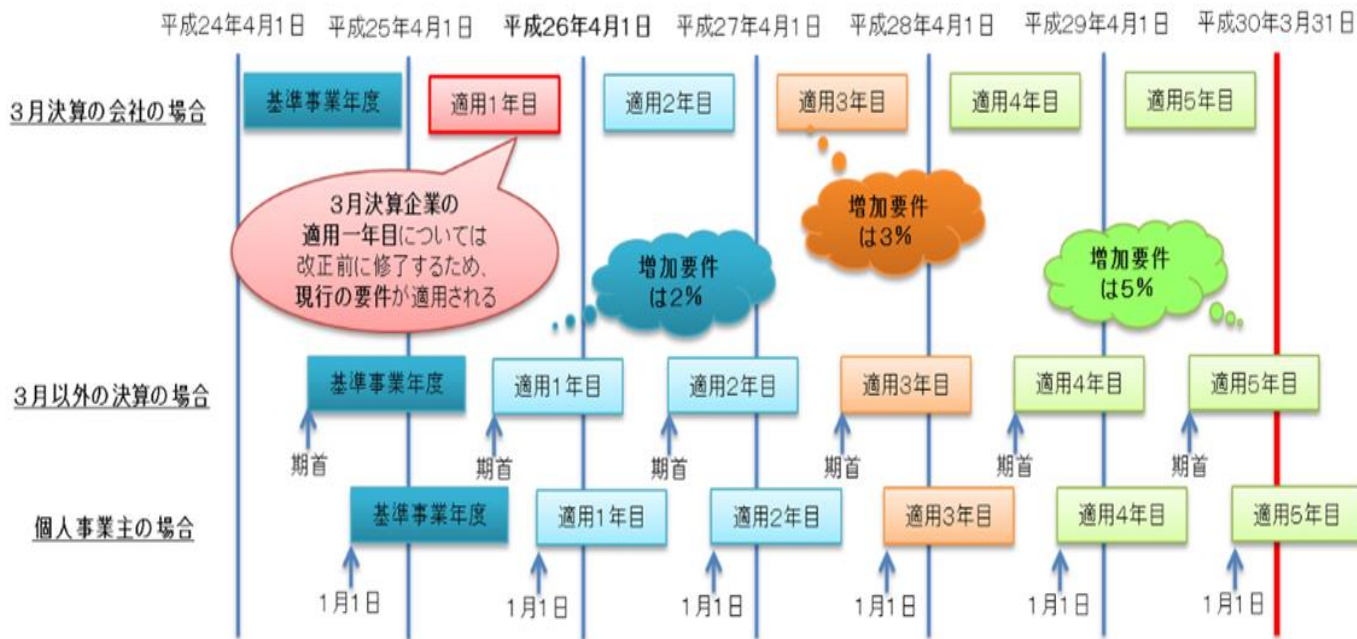
毎年春になると、新聞やテレビで、企業と労働組合との賃金交渉に関するニュースが報じられます。平成 26 年度は、アベノミクス効果により景気回復の兆しが見えたせいか、昨年度に比べ多くの企業で基本給を引き上げるベースアップ（ベア）が実施されました。

また、税制においても、事業者による労働分配（給与等の支給）を拡大し、個人の所得水準の底上げを促進する観点から、平成 25 年度税制改正により「**所得拡大促進税制**」が創設され、さらに平成 26 年度税制改正により、本制度を企業にとってより使いやすいものとし、計画的・段階的な賃上げを支援する観点から、その要件を緩和するとともに、適用期間を 2 年間延長するなどの法整備が行われてきました。人材を確保するためにも、その適用要件をしっかりと確認し大いに活用しましょう。

今回のFPニュースでは、賃上げ企業に対する優遇税制である「**所得拡大促進税制**」について見ていきたいと思ひます。

2.本制度の対象となる法人または個人

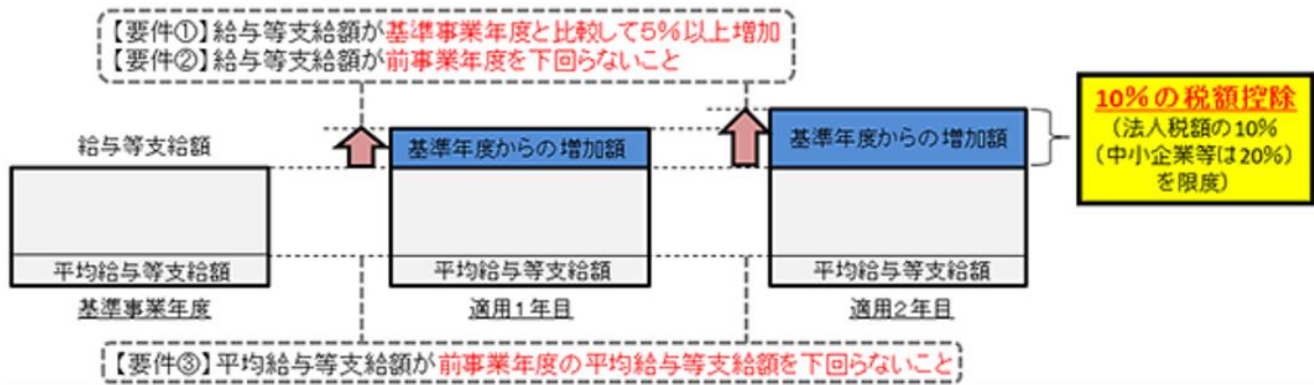
この制度は、青色申告書を提出する法人の平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの期間内に開始する各事業年度（個人事業主の場合は、平成 26 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの各年、以下「適用事業年度」といいます。）において、「**3.一定の要件**」を満たした場合に適用されます。



3.一定の要件とは？

(1) 平成 26 年 4 月 1 日より前に終了する事業年度(改正前)

以下の 3 つの要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額の 10%を限度(中小企業等の場合は 20%)）が認められます。



①雇用者給与等支給額が基準事業年度の雇用者給与等支給額と比較して5%以上増加していること

$$\frac{\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額 (A)} - \text{基準事業年度の雇用者給与等支給額 (B)}}{\text{基準事業年度の雇用者給与等支給額 (B)}} \geq 5\%$$

②雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと

$$\text{適用事業年度の雇用者給与等支給額 (A)} \geq \text{前事業年度の雇用者給与等支給額 (C)}$$

③平均雇用者給与等支給額が前事業年度の前平均雇用者給与等支給額を下回らないこと

$$\text{適用事業年度の平均雇用者給与等支給額 (D)} \geq \text{前事業年度の平均雇用者給与等支給額 (E)}$$

改正前の制度では適用がなくても、改正後の制度の要件をすべて満たせば、翌年度の適用の際に税額控除額を上乗せして控除できる場合があります。

● 平成26年3月末決算法人の場合の所得拡大促進税制の判定フローチャート（前年度ともに12ヶ月決算の場合）

